



みくには
ハートに愛

みくに便利

今月は、健康保険の限度額適用認定申請(高額医療制度)を行わなくても、制度が利用できる方法のご案内を致します。
急な入院・手術の際などは利用すると便利です。ご確認下さい。

2024年11月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。

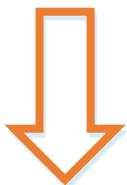


限度額適用認定申請をせずに制度が利用できます

児童手当制度が変わりました

◆医療機関または薬局の窓口で『限度額情報』を利用できる場合は限度額適用認定申請が不要となります。

これまですべての医療機関等で医療費が高額になりそうなとき、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。



オンライン資格確認システム
導入拡大中！

県内約93%導入完了
(令和6年1月初め時点)

「限度額適用認定証」がなくても、
自己負担が限度額までとなります。

◆医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには…

「マイナ保険証」を利用して

「マイナンバーカードリーダー」の画面で

「限度額情報を提供する」を選択する
または

「健康保険証」を提示して

「オンライン資格確認システムで限度額情報を利用してほしい」と申し出る。

○被保険者が低所得者の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

※被保険者が70歳未満で標準報酬月額が53万円以上の方は申請不要です。

※被保険者が70歳以上で標準報酬月額が28万円以上で高齢受給者証が3割負担の方は申請不要です。

○マイナンバーが全国健康保険協会に未登録の場合等、医療機関などにおいて資格確認できないことがあります。

未登録の場合は、全国健康保険協会に「マイナンバー新規(変更)登録申請書」をご提出ください。

○過渡期のため、医療機関等にかかる場合は「マイナ保険証」だけでなく「健康保険証」もご持参ください。

◆児童手当の変更

令和6年10月1日から児童手当制度が改正されています。今回の改正は、子育て支援の強化を目的としており、子どもを育てる従業員の生活に密接に関わるものです。改正のポイントを押さえ、育児と仕事の両立支援に活かしていきましょう。

◆改正のポイント

1. 支給対象の拡大

これまで児童手当は中学生までが対象でしたが、令和6年10月1日からは高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)も支給対象となりました。

2. 所得制限の撤廃

従来の児童手当には所得制限がありましたが、これが撤廃されました。

3. 支給額の増額

第3子以降の児童に対する支給額が月額30,000円に増額されました。なお、カウント方法は、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とすることとなりました。

4. 支給時期の変更

児童手当の支給時期が年3回から隔月(偶数月)の年6回に変更されました。

5. 申請手続の注意点

今回の改正により新たに児童手当の支給対象となる方は、令和7年3月31日までに市区町村へ申請を行うことで、令和6年10月分からの児童手当を受給することができます。申請を忘れたり遅れたりすることのないよう、今回の改正についてお知らせするとともに、早めの手続きを呼びかけるとよいですね。

【こども家庭庁「もっと子育て応援！児童手当】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>